

専決処分の報告について

物損事故に係る損害賠償について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成30年6月7日提出

秦野市長 高橋 昌和



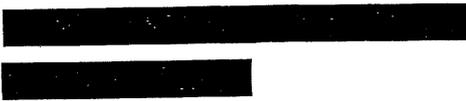
専 決 処 分 書

物損事故に係る損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定による「議会の委任による市長の専決処分について」に基づき、市長において次のとおり専決処分する。

1 賠償金額

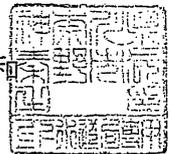
73,850円

2 賠償の相手方



平成30年5月17日

秦野市長 高橋 昌 和



事故の概要

(1) 発生日時

平成30年3月1日午後2時35分頃

(2) 発生場所

秦野市桜町一丁目3番2号(市役所立体駐車场上段)

(3) 事故の状況

市役所立体駐車场上段において、経営総務課職員が公用車を駐車し、助手席に同乗していた同課職員が同車から降りようとドアを開けた際に、ドアが強風にあおられ、隣に駐車していた■■■■さん所有の普通自動車の運転席側前方に接触し、その一部が損傷した。

(4) 本市の責任原因

降車時の安全確認不履行

(5) 本市の過失割合

100パーセント